

令和5年3月15日

お客さま各位

特殊詐欺被害の防止に向けたATM取引制限の変更について

当組合では、特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みとして、平成30年4月26日より一部のお客さまを対象に振込を含むATMにおける取引の制限を開始、令和4年1月26日に制限の見直しを行い、対象となるお客さまにつきましては、定期的に更新させていただいております。

このような中、犯罪グループがATM操作に不慣れなお客さまをATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口が巧妙化していることに加え、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、下記のとおり、ATM取引制限の内容を変更させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をお掛け致しますが、「お客さまの大切な財産をお守りするため」の対応でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

【出金制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
70歳以上	過去1年間ATMで20万円を超える出金取引※をしていない口座 ※現金出金、振替出金	20万円

【振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
65歳以上	過去1年間ATMでカード振込をしていない口座	0円

2. 制限開始時期

令和5年4月26日（水）

※一部のお客さまは、27日または28日に適用となります。

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、通帳、お届け印及びご本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参の上、制限適用後にお取引のあるJA窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
富士伊豆農業協同組合 金融指導課
電話：055-957-1106

